

## 一条中学校跡地民間提案施設整備事業 体育館内残置物の撤去対象外物件

物件【1】～【4】については、撤去対象外となります。  
撤去対象外の物件以外は、すべて事業者が撤去することとし、  
体育館の解体費用に含めて特約経費を算出してください。

【1】



【2】



【3】

アウトドア用具一式（撤去対象外）



【4】

木製椅子・テーブル等（撤去対象外）

